

堺市立学校園性暴力防止対策等推進委員会の傍聴に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、堺市立学校園性暴力防止対策等推進委員会規則（平成30年教育委員会規則第15号。以下「規則」という。）第8条第2項の規定に基づき、堺市立学校園性暴力防止対策等推進委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下単に「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定める。

(傍聴の手続等)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、受付において会議の傍聴を申し出て、係員の指示を受けて傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴人は、先着順により決定する。

3 委員長は、傍聴席が満員になった場合は、傍聴人の入場を制限することが**可**できる。

(傍聴の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議の傍聴をすることができない。

- (1) 他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼり等を携帯している者
- (3) 拡声機、メガホン等又は笛、ラッパ、太鼓等を携帯している者
- (4) 酒気を帯びていると認められる者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、議事を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手、やじその他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) はち巻、腕章等を着用する等の示威的行為をしないこと。
- (3) 私語を慎み、放歌又は高笑いをしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話、ラジオ、パソコン等の電気機器類の電源を切ること。（次条ただし書の規定により許可を得たときを除く。）
- (6) 会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、委員長から指示されたこと。

(写真、映画等の撮影及び録音の禁止)

第5条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第6条 委員長は、傍聴人がこの要綱に違反する場合は、これを制止し、その指示に従わないときは、その者を退場させることができる。

2 委員長は、規則第8条第1項ただし書の規定により会議を非公開とするときは、傍聴人を退場させなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。